

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月10日

奈良県公安委員会

委員長 飯 降 政 彦

奈良県公安委員会規則第5号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第9号中「原動機付自転車」の次に「（法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの実証実験において使用されるものを除く。）」を加える。

第20条第11号中「実証実験」の次に「又は搭乗型移動支援ロボットの実証実験」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。